

令和3年度 第6回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和3年9月21日（火） 午後2時30分から午後2時55分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（8名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	3番	吉井	幸弘
	6番	川東	弘之
	7番	奥村	幸弘
	8番	前田	豊
	11番	光岡	大介
	12番	松本	彌生
	14番	茶谷	巖

【事務局】

（事務局長）小西 昇 （係長）稲垣 重夫 （主査）松谷 卓人 （主査）増尾 尚之
（産業文化局長）岩崎 敏雄 （産業文化総括室長）長谷川 賢司

4. 欠席者： 6名

5. 傍聴者： 1名

6. 議事案件：

【議案第11号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件
〈審議結果：承認〉

【議案第12号】 非農地証明書交付の件
〈審議結果：承認〉

【報告第17号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件

【報告第18号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第19号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件

【報告第20号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後 2 時 3 0 分 開始

- 議長 出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。
はじめに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今月の本委員会においても、出席委員数を制限することで委員会中の密集を防ぎ、開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。
それでは、総会を始めさせていただきます。
本日の出席委員は 8 名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
本日は、傍聴希望者がいますので、傍聴を許可してよろしいでしょうか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、傍聴を許可します。
(傍聴人 入室)
- 議長 それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、3 番 吉井委員と 7 番 奥村委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしく申し上げます。
それでは、これより議案審議に入ります。
議案第 11 号「生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。
それでは、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第 11 号について説明いたします。
【議案書朗読】
生産緑地として指定されている本申請地の農業の主たる従事者が死亡により農業に従事することができなくなったため、市長に生産緑地の買取り申出をするにあたり、生産緑地法第 10 条の規定に基づき農業委員会に対して、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。
以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
川東委員、お願いします。
- 川東委員 議案第 11 号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。これらの農地は、耕作地として適正に管理されています。以上で、地元委員の説明を終わります。
- 議長 説明は終わりました。
本件に対して御質問、御意見はありませんか。
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 なければ、議案第 11 号「生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる

従事者証明書交付の件」につきましては、交付することにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第 11 号につきましては、交付することとします。

続きまして、議案第 12 号「非農地証明書交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 12 号について説明いたします。

【議案書朗読】

申請農地につきましては、9月6日の現地調査により、現況が山林であることを確認しました。また、20年前の航空写真でも山林になっていることを確認しました。したがって西宮市農業委員会事務取扱要領第9条第1項第1号に該当しますので、非農地証明書を交付することについて問題はないと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明となりますが、本日、庄治委員が欠席のため、庄治委員からの意見を事務局に代読してもらいます。

では、事務局、お願いします。

事務局 議案第 12 号について、庄治委員からの意見を代読いたします。

申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請地については、成長した竹林に覆われた状態であり、20年以上、耕作は出来ていないものと判断できます。つきましては、申請地は、農地への復元は著しく困難と思われるので、非農地証明を交付しても問題はないと考えます。

以上で、地元委員の説明についての代読を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第 12 号「非農地証明書交付の件」につきましては、証明書を交付することにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第 12 号につきましては、証明書を交付することとします。

議案審議は、以上です。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第 17 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 17 号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第 18 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 18 号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第 19 号「農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 19 号について説明いたします。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されており、適正なものとして事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第 20 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 20 号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後 2 時 5 5 分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
